

大阪市ヤングケアラーへの寄り添い型相談支援事業委託事業者選定会議開催要綱

制 定 令和4年3月25日

(目的)

第1条 大阪市こども青少年局が実施する「大阪市ヤングケアラーへの寄り添い型相談支援事業」の委託事業者を選定するにあたり、「大阪市ヤングケアラーへの寄り添い型相談支援委託事業者選定会議」(以下「選定会議」という)を開催する。

(審査・選定)

第2条 選定会議は、大阪市ヤングケアラーへの寄り添い型相談支援事業にかかる業務の実施事業者を選定するにあたり、次に掲げる事項について審査する。

- (1) 公募型企画提案方式(プロポーザル方式)にかかる選定基準に関すること
- (2) 応募団体から提出された企画提案に関する書類内容に関すること
- (3) その他、委託事業者の選定に必要な事項

(委員)

第3条 委員は、外部の有識者とし、3名以内とする。

(会議運営)

第4条 選定会議の座長は、委員の互選により定める。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 座長は、会議の議事を進行する。
- 4 座長に事故があるとき、又は座長がかけたときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代行する。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、こども青少年局企画部企画課が行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、選定会議の開催に関し必要な事項については、委員の意見を聴いたうえ、こども青少年局長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年3月25日から施行する。